

2023-7-28 第1回改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会

○小野課長補佐 定刻となりましたので、ただいまより第1回「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本検討会はオンライン併用ですので、一部の構成員はオンラインでの参加となっております。

なお、オンラインで御参加の委員におかれましては、御発言される際は手を挙げるか、挙手ボタンで御発言の意思表示をお願いいたします。

また、ペーパーレス化の取組の一環といたしまして、資料は原則としてタブレットで御覧いただきたく存じますが、操作等で御不明点や、紙による資料の希望等がございましたら、適宜事務局までお申しつけください。

また、本日の会議はあらかじめ傍聴を希望された方を対象に音声及び手話通訳の配信を行っておりますので、御発言の際はマイクを近づけていただいた上でお名前を名乗って、できるだけ大きな声で発言いただき、発言時はマイクを使用していただき、発言されない際はマイクを切るよう、御協力をお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、開催案内の際に御連絡している「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

まず初めに、本日初めての検討会となりますので構成員を紹介させていただきます。

会場にいらっしゃる構成員より、先に紹介いたします。

一般財団法人日本ホテル教育センター研究員／ホスピタリティ教育研究会会長の石原健構成員です。

認定NPO法人DPI日本会議副議長の尾上浩二構成員です。尾上構成員は、15分程度遅れて到着というふう聞いております。

聖路加国際大学名誉教授の遠藤弘良構成員です。

東洋大学国際観光学部国際観光学科客員教授／一般社団法人日本旅行業協会アドバイザ一の越智良典構成員です。

一般社団法人日本ホテル協会専務理事の掛江浩一郎構成員です。

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会専務理事の亀岡勇紀構成員です。

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会会長の櫻田あすか構成員です。

一般社団法人全日本ホテル連盟会長の清水嗣能構成員です。

立教大学観光研究所特任研究員の玉井和博構成員です。

ハンセン病訴訟弁護団の徳田靖之構成員です。

一般社団法人日本旅館協会政策委員会委員長／新型コロナウイルス対策本部副本部長の永山久徳構成員です。

次に、オンラインでの御参加で、日本障害フォーラム代表の阿部一彦構成員です。

公益社団法人日本医師会常任理事の釜范敏構成員です。

福島県保健福祉部部長／衛生部長会会員の國分守構成員です。

公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長の坂元茂樹構成員です。

神奈川県予防医学協会集団検診センター副所長の中澤よう子構成員です。

長崎県県央兼壱岐保健所所長／全国保健所長会副会長の藤田利枝構成員です。

公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長の増田悦子構成員です。

また、本日は御欠席との連絡をいただいておりますが、五木田・三浦法律事務所銀座オフィス所長弁護士の三浦雅生構成員に御参画をいただいております。

続きまして、厚生労働省の事務局を紹介させていただきます。

鳥井大臣官房審議官です。

諏訪生活衛生課長です。

篠原生活衛生課企画官です。

竹中生活衛生課課長補佐です。

最後に、私、生活衛生課課長補佐の小野です。

以上、よろしくお願いいたします。

本検討会の開催に当たり、本来であれば委員の皆様を参集した大臣官房生活衛生・食品安全審議官の佐々木から冒頭の御挨拶を申し上げるところですが、本日公務のため欠席させていただきますので、佐々木に代わりまして大臣官房審議官の鳥井より御挨拶申し上げます。

○鳥井審議官 厚生労働省大臣官房審議官の鳥井でございます。

本日は御多忙のところ、またお暑い中、御出席を賜りまして、心より御礼を申し上げます。また、平素より厚生労働行政の推進に御理解、御協力を賜っており、誠にありがとうございます。

さて、改正旅館業法でございますけれども、御承知のとおり6月7日に成立したところでございますが、それまでの過程において構成員の皆様方からも多くの貴重な御意見をいただいていたところでございます。改めてこの場を借りて御礼を申し上げます。

本検討会ですが、この改正旅館業法の施行に向けて感染防止対策への協力の求め、それから宿泊拒否事由等に関する政省令や指針を定める必要がありますけれども、その内容についてこの場で御議論をいただきたいと考えております。これらの法令、指針は各旅館、ホテル等の今後の適切な運営に当たって大変重要であるとともに、広く国民の皆様に影響を及ぼす内容であるということから、丁寧な議論、検討が必要とされているものと考えております。

改正法ですが、公布後6か月以内の施行という中で、正直申し上げましてかなり短い期間での検討となりますけれども、構成員の皆様には御負担をおかけすることと承知はしておりますが、皆様の豊富な御経験と専門的見地から検討課題について忌憚のない御意見、

御議論を賜りますようよろしくお願いを申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○小野課長補佐 続きまして、資料の確認をさせていただきます。

議事次第に記載のとおり資料を用意しておりますが、過不足等ありましたら事務局にお申しつけください。

以上でございます。

それでは、まず初めに検討会の開催趣旨について御説明いたします。

○竹中課長補佐 事務局の竹中でございます。

資料1を御覧ください。こちらは、この検討会の開催要綱でございます。

まず1の「趣旨・目的」のところでございますが、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律による改正後の旅館業法第3条の5第2項の研修の努力義務の規定と第4条の2の協力の求めの規定、及び第5条の宿泊拒否事由関係の規定等に関して、政省令及び指針の策定に向けた検討を行うため、本検討会を開催させていただきました。

その次の2の「検討事項」から4の「運営」までにつきましては記載のとおりでございますが、3の(5)を御覧ください。こちらにつきましては、本検討会は必要に応じ構成員以外の者の意見を求めることができるとしており、その際、座長は必要があると認めるときは、検討会の下に意見聴取のためのワーキンググループを設けることができるとしています。この詳細は、また後ほど資料6で御説明させていただきたいと思っております。

ここで、本検討会の座長についてお諮りいたします。座長の選出につきましては、この開催要綱の3(1)のとおり構成員の皆様による互選となっておりますところ、事務局といたしましては構成員の皆様事前に御相談させていただいた上で、玉井構成員にお願いしたいと考えておりますが、御意見ございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○竹中課長補佐 ありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたので、玉井構成員に座長をお願いいたします。

では、この後の進行は玉井座長にお願いしたいと思っております。

○玉井座長 改めまして、皆さんこんにちは。座長を仰せつかりました立教大学の玉井でございます。

大変難しい問題という言い方も語弊がありますが、多岐にわたる検討会になろうかと思っております。ぜひ皆様方の忌憚のない御意見と、それから積極的な御発言で何とか取りまとめができればと思っておりますので、御協力をよろしくお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

まず、資料1の本検討会の開催要綱を御覧いただきたいと思います。3の(3)に座長代理を置く規定があります。今後、不測の事態が生じた際に皆様に御迷惑をおかけすることもありますので、座長代理を置かせていただければと思っております。

座長代理は座長の指名とのことですので、あらかじめ内諾もいただいております遠藤構成員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○玉井座長 ありがとうございます。

では、遠藤構成員には座長代理をよろしく願いいたします。

○小野課長補佐 それでは、報道関係の冒頭カメラ撮影はここまでとさせていただきますので、御退室いただきますよろしく願いいたします。

(カメラ退室)

○玉井座長 それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。

まず最初に尾上構成員のほうから障害者差別解消法が変わりましたということで、こちらに関する資料を基に御説明いただきたいということですが、突然ですがよろしいですか。

○尾上構成員 後で発言が回ってきたときに説明させてもらおうかと思っていたのですが。

○玉井座長 そのほうがよろしいですか。

○尾上構成員 はい、論点とかを説明していただいて、それに関する資料ということで説明させていただいたほうが分かりやすいかと思いますのでよろしく願いいたします。

○玉井座長 分かりました。ありがとうございます。

では、次第3の「本検討会における検討事項等について」に入りたいと思います。事務局より、資料2、3、4の御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○竹中課長補佐 事務局の竹中でございます。

それでは、まず資料2をお開きいただきたいと思います。

最初に、資料2から4まで資料が多い一方で、構成員の皆様にはできるだけ多く御意見を賜りたいと思っておりますので、少し駆け足で御説明させていただくことを御容赦いただければと思います。

まず資料2、「旅館業関係の現状」の資料でございます。

1ページ目は旅館業法の概要等でございますが、真ん中辺りに目的の規定を入れておりますが、下線部のほうを御覧いただきますと、こちらの目的については旅館業の健全な発達を図るとともに、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することとございます。そのほか、この旅館業法では様々な規定がございますが、左下のほうに宿泊拒否の制限(第5条)とございます。

こちらの詳細については、その次の2ページ目を御覧いただきたいと思います。まず一番上のところで現行の旅館業法第5条の規定を入れておりまして、真ん中はその通知における関連の記載ということでございます。また、一番下にはコロナ流行期における事務連絡を載せてございます。

次に、3ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらについてはタイトルにもございますように、「新型コロナウイルス感染症に関して旅館・ホテルにおいて宿泊者への対応に苦慮した事例」を個別に聴取したものを載せてございます。

続いて、4ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらについては、昨年の8月に全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会様のほうで行ったアンケート調査結果でございます。

ここまでが資料2でございます、続いて資料3をお開きいただきたいと思います。改正法の公布までの経緯でございます、まず1ページ目を御覧いただきたいと思いますが、公布までの経緯を概観できる資料を入れております。

次のページ以降、1ページ目こちらに載せているものについて時系列に関係資料を入れておまして、まず2ページ目であります、法案作成の前の検討会の概要を入れております。

続いて3ページ目でございますが、その検討会の中でヒアリングさせていただいた先を載せております。

続いて4ページ目でございますが、その検討会の取りまとめの概要ということでございます。

5ページ目でございますが、その取りまとめを踏まえてつくられ、閣議決定された法案の概要ということでございます。

6ページ目を御覧いただきますと、これがその閣議決定された法案に対する修正案、国会の中での修正案の要綱ということでございます。

7ページ目でございますが、改正法案の趣旨とその修正の経緯について国会答弁がございましたので、それを抜粋して入れております。

8ページ目を御覧いただきますと、これは国会での修正を経て成立した改正法の概要でございます。このページについては、この検討会に関連するものを中心に御説明させていただきます。

まず真ん中の「改正の趣旨」と書いてあるところの1の(1)のマル1でございます。ここで「特定感染症(※)」と記載ありますが、まず特定感染症は何かといいますと、その4行下に特定感染症の定義がございますが、これは感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症、そして指定感染症のうち入院等の規定が適用されるものでございます。

また4行前のところに戻っていただきますと、この特定感染症が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者はその特定感染症の症状を呈する宿泊者などに対し、特定感染症の感染防止に必要な協力ですとか、特定感染症の患者に該当するかどうかの報告を求めることができる。

また、その次のポツですが、その他の宿泊者に対しても特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができるというふうにしております。

その次のマル2のところですが、これまで宿泊拒否事由として「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」という規定があったのですが、これについて「特定感染症の患者であるとき」と明確化しているということでもあります。

マル3であります、「宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができる」ということとされています。

次に(2)の「差別防止の更なる徹底等」ということでありまして、マル1で書いておられますのが研修の努力義務の規定であります。

マル2であります、こちらはみだりに宿泊を拒むことがないようにするなどということが規定されています。

マル3であります、「厚生労働大臣は、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴いて、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針を定めるもの」とされています。

マル4であります、改正や新設がなされた拒否事由により宿泊を拒んだときはその理由などを記録しておくものとするところとされているところであります。

この法律に関して、次の9ページ目は衆議院の附帯決議、10ページ目は参議院の附帯決議でございます。このそれぞれについては、次の資料4の中で必要に応じて言及させていただきたいと思っております。

続いて11ページ目でございますが、「改正旅館業法における意見聴取の規定等」でございまして、右上の※に記載していますように、赤字は意見聴取することが法定されている内容でございます。

ただ、赤字以外の関連する政省令事項ですとか、あとは3条の5の研修の努力義務規定も含めまして、国会においても関係者の御意見を聞いていくというふうに答弁してきているところでございます。

続いて、資料4を御覧いただきたいと思っております。

1ページ目であります。「本検討会における検討事項」ということとございまして、一番上の○でございますが、本検討会においては先ほど開催要綱で書かせていただいたように、政省令ですとか指針の内容を検討いただきたいということとでございます。

2つ目の○ですが、旅館・ホテルの現場でどのような対応が求められるかなどが分かりやすくなるよう、指針において改正法の規定ですとか政省令の内容も含めて記載することを想定しております。指針の記載項目のイメージとしては、左下のイメージ案のようにしてはどうかと考えているところでございます。

続いて2ページ目でございますが、これは個別論点の資料でございまして、1が感染防止対策への協力の求めでございます。

1つ目の○ですが、医師の診断の結果の報告や客室等での待機等を求める対象をどう考えるか。

2つ目の○は、その協力の内容をどう考えるか。

3つ目ですが、協力の求めに応じない「正当な理由」としてどのようなものが考えられるか。

最後に、その他留意すべき点は何かということです。

2の「宿泊拒否事由について」であります、1つ目は「宿泊しようとする者が「特定感染症の患者等」に該当する場合に留意すべき点は何か」。

2つ目の○ですが、「実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるもの」は、障害者差別解消法との整合性も踏まえた上でどのような要求を対象とすべきか、またはどのような要求は対象外とすべきかということでございます。

3つ目ではありますが、その他宿泊拒否事由について留意すべき点は何かということでございます。

3であります、「差別防止の更なる徹底について」ということで、その努力義務となる従業員への研修についてどのような内容を盛り込むべきと考えるか。

2つ目が、その他、研修の実施について留意すべき点は何か。

3つ目が、その他、差別防止のさらなる徹底について留意すべき点は何かということです。

4番が「その他改正旅館業法の施行に当たって留意すべき点は何か。」ということを書かせていただきました。こういったことについて御議論いただければと思います。

続いて3ページ目以降が参考資料ということございまして、4ページ目はその総論関係の「関連する国会質疑」を入れております。

まず1つ目のところですが、下線部でございますけれども、協力要請も感染症法、新型インフル特措法との整合性を取って必要最小限のものでなければならないということを確認すべきだという御指摘があったほか、下のほうの6月6日の下線部ですが、不当な差別は決してあってはならないということは大前提の上に、利用者だけではなく働く者の健康も守られるべきであり、利用者と事業者どちらか一方が弱い立場に立たされるべきではないというような御指摘があり、それに対応するような答弁をしているところでございます。

5ページ目を御覧いただきますと、このページ以降が個別論点関係ということでございます。このページはタイトルに記載しているように、「医師の診断の結果の報告等を求める対象者」について御議論いただくための参考資料ということですが、このカッコの中で書いている「政令で定める者」の政令をどう定めるかということもさることながら、それに関連して指針でどう定めるかということについて、これらのペーパーも参考に御議論いただければ幸いです。

まず一番上に載せている改正後旅館業法の条文でございますけれども、ここの下線部がここで御議論いただきたい「政令で定める者」ということでございます。こういった方々は、医師の診断の結果の報告ですとか、あとは客室から出ないというようなことを求

める対象でございます。

続きまして、これに関して6ページ目でございますが、「関連する国会質疑」という中で「政令で定める者」について答弁したことがございまして、この真ん中辺りにありますが、1つは「政令で定める者」としては濃厚接触者という方が考えられますし、その次の「一方で」と書いてある段落ですが、濃厚接触者ではないけれども同行者というふうに答弁してきているところでございます。

他方、議員のほうからは、その同行者という者について、30人のバスで乗っていたら全員居室待機等を求められることになるのかということ、下線部ですけれども、必要性や合理性というものをしっかりと考えた上で定めていただきたいという指摘もあったところでございます。

続いて、7ページ目を御覧いただきたいと思っております。今ほど御紹介した国会答弁の中で濃厚接触者と答弁しておりますが、ほかにも濃厚接触者に協力を求める例というものがございまして。それは感染症法の15条であり、この3項の下線部で1号を御覧いただきますと、「感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」とあります。これはいわゆる濃厚接触者というものを含意していますけれども、こうした者に検体の採取の求めをする例ということでこういった条文がございまして。そうした点との平仄も踏まえて、濃厚接触者と答弁しているところでございます。

ただ、下のほうに厚生労働省のホームページの抜粋も入れていますが、その一番下に下線部で入れていますように、濃厚接触者については保健所が総合的に判断しますとあります。ですから、旅館業法において仮に濃厚接触者を対象とするとしても、それは保健所がそう判断した方ということが基本的に想定されます。

ただ、いざ特定感染症というものが発生いたしますと、保健所の判断を待つてはられないというようなことも想定されるところでございます。そうしたことも踏まえまして、先ほどの答弁の中でも、濃厚接触者ではないけれども同行者ということで答弁しておりますが、同行者ということであればその営業者が客観的な事実に基づいてすぐに判断できるのではないかとということで先ほどのような答弁をしているところでございますが、ただ、先ほども御紹介した国会での議論も踏まえまして、ここについてどう考えていくかということでございます。

続いて8ページ目でございますが、こちらはまた別の条文でございまして、改正旅館業法におきましては4条の2の1項2号のところで「特定感染症の患者等」と規定されています。こういった方に該当しますと、その宿泊拒否の対象となり得るということですが、法律の中「厚生労働省令で定める者を除く」と規定しております。

これは少し前のところから読みますと、「宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして」としてございまして、どのような方をもともと想定していたかと申しますと、結核についても特定感染症であります。その下のホームページの抜粋にもございまして、下線部であります。結核が発病し

ましても「排菌」していない、菌を排出していないという方がおられます。そういう方を省令で定めることが考えられるというところですが、この点をどう考えるかということでございます。

続いて、9ページ目でございます。こちらについてはまた別の条文でありまして、4条の2の1号のところでは特定感染症の症状を呈している方などには、医師の診断の結果だけではなくて、その後ろの特定感染症の患者等に該当するかどうかを確認するために必要な事項ということで、「厚生労働省令で定めるもの」を報告するように求めることができるとされています。

この省令の内容についてその下の「関連する国会質疑」で御紹介しています。下線部ですが、まずは法定の医師によって特定感染症の患者と診断されたかということがありますけれども、その後ろに、症状が特定感染症以外の要因により生じたものであるかということを決めることを想定していると答弁してきております。

また、その報告の方法についても省令に委任されております。その下の国会答弁の下線部ですが、原則として書面または電磁的方法、やむを得ない場合は口頭での報告を受けることを想定していると答弁してきておりまして、附帯決議の中でも三と書いてあるところの下線部ですが、口頭による報告も求めることとされております。これらを踏まえまして、省令の内容をどう考えるかということで、こうした方向でよいかということでございます。

続いて10ページ目から12ページ目まで「関連する国会質疑」を入れております。こうした国会質疑については、先ほどの附帯決議と合わせまして、コロナなどの個別の感染症に着目したものとかが、あとは慎重と答弁しているものとか、そういったものでなければ基本的にはその要素については指針に盛り込んでいくことを考えていますが、そうしたことでよいかどうかということでございます。具体的な一つ一つの答弁については時間の都合上、説明は割愛させていただきます。

続いて、13ページ目を御覧いただきたいと思っております。ここは別の条文でございまして、協力の内容についてでございます。

2か所下線を引いておりますが、1つ目は4条の2の1項1号のです。特定感染症の症状を呈している者などに対して求める内容ということでございまして、これはその次の2号の特定感染症の患者等の方に求める内容も同じでございます。

あとは、2つ目の下線のところですが、3号のそれら以外の方に対して求める内容ということでございます。

その下に「関連する過去の通知」というものを入れておりまして、特定感染症に当たるSARSだとか、エボラ出血熱ですとか、14ページ目の新型コロナとか、そういったもののそれぞれで求める協力の内容としてもろもろ定めているものでございます。また13ページ目のほうに戻っていただきますと、例えば最初のSARSでございまして、その中では感染が疑われる宿泊者に対しまして個室での待機を依頼する、またはマスク着用を求めるですとか、宿泊者の同意を得た上で保健所に感染が疑われる宿泊者が発生したことを連絡するなどが

ございまして、それはエボラだとかコロナについても同様でございました。

15ページ目を御覧いただきたいと思えます。こちらについては、国会質疑の中で現時点の想定として答弁しており、一番上の下線部で「四条の二第一項一号のロ」とありますのは、特定感染症の症状を呈しているような方等でございますが、こうした方に求める協力としましては下線部のように、客室等での待機ですとか健康状態等の確認のほか、発生した特定感染症に応じて感染症法等において感染防止対策として求められた措置に即するものなどを想定しているというふうに答弁しています。その次の段落ですけれども、「四条の二第一項第三号」と書いてありますのは症状を呈していないような方々であります。こういった方々に対しては客室待機のようなものは入れておりませんで、健康状態等の確認などを答弁しております。

次の16ページ目についても協力の内容の関係の資料ということで入れておりますが、説明は割愛させていただきます。

17ページ目であります。これはまた別の条文に関してでありまして、下線部の辺りは症状を呈していないような方々も含めて体温その他の健康状態、その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めができることとされておりまして、省令で何を定めるかということでございます。

もともとどういった想定だったかと言え、大分字が小さくて恐縮ですけれども、例えば下のほうでエボラ出血熱のフローチャートがございます。その中で赤枠内で入れているのですが、まず流行国に滞在したことがあるかですとか、あとは接触歴を聞くこととされておりまして、これらを参考に定めるということについてどう考えるかということでございます。

続いて18ページ目であります。また別の条文であります。協力の求めにつきましてはあくまでもその特定感染症国内発生期間に限りできるとされておりまして、基本的にその期間の始まりと終わりにつきましては下の表のように特定感染症ごとに法律で定められております。

ただ、例外的に政令に落としているものがございます。それはこの上の「関連する条文」のところではありますが、括弧書きにしてある、つまり「（特定感染症のうち国内に常在すると認められる感染症として政令で定めるものにあつては、政令で定める期間）」とされています。

ここでもともと想定していたものとしましては、その下のほうの※1と書いているところですが、結核についても特定感染症の一つでありますけれども、そういったものは国内に常在している感染症であるということで、そういった場合にはこの感染症の特性を勘案して政令で定める期間に限り協力要請を行えると考えておりますが、どう考えるかということでございます。

続いて、19ページ目でございます。19ページ目からはまた別の条文でございまして、改正法で新設された宿泊拒否事由の3号の条文でございます。こちらに「厚生労働省令で定

めるものを繰り返したとき」とありまして、この省令ですとか、あとは指針で何を定めるかに関する資料でございます。

関連する条文としまして、その下に障害者基本法ですとか障害者差別解消法、補助犬法を入れさせていただいているほか、その下に「関連する附帯決議」を入れております。その七というところではありますが、指針の策定に当たっては、この下線部でありますけれども、旅館業の営業者は障害者差別解消法等を遵守し、障害を理由とする差別は許されず障害を理由とする宿泊拒否はできないこと、障害者差別解消法第8条第2項の「実施に伴う負担が過重でない」ものは宿泊拒否事由に当たらないことを明確にすることとされております。

このほか、八のほうでございますが、この省令を定めるに当たっては、下線部であります。営業者による恣意的な運用がなされないよう明確かつ限定的な内容とするよう努めることとされております。

次に20ページ目を御覧いただきますと、こちらは国会質疑の中で省令に定める内容について言及がございまして、一番上の下線部の辺りでございまして、省令では、例えば宿泊者が従業員を長時間にわたって拘束し、または従業員に対する威圧的な言動をもって苦情の申出を行う場合、他の宿泊者に対するサービスと比較して過剰なサービスを行うよう求められる場合などを規定することなどを想定しているといった答弁がございまして。

また、その下でございますが、質問の中で「負担が過重」という文言を使用する必要はなぜあったのかということにつきましては、その下の下線部の答弁ですが、実施に伴う負担が過重でない要求についてまで宿泊拒否の対象とするものでないことを明らかにするためですという答弁があったほか、もう少し下のほうにありますのが、その答弁の中で、障害者差別解消法の合理的配慮が求められる事例については該当しないということで答弁しております。

続いて21ページ目は「関連する裁判例」、22ページ目は条例において迷惑客に対する宿泊拒否規定を置いている例ということでございます。

23ページ目でございますけれども、こちらはまた別の条文でございまして、今回の改正で、改正または新設した宿泊拒否事由のいずれかに該当することを理由に宿泊を拒んだときは厚生労働省令で定める方法によりその理由等を記録しておくこととされております。この規定の趣旨につきましては、旅館業法7条に基づき都道府県等が宿泊拒否に関して報告を求めたときに備えて記録しておくこととされたものであると考えられますが、この省令で何を定めるか、「理由等」の「等」に何を含まれ指針で示していくかについて、もし何かございましたら御意見等をいただければと思います。

次に、24ページ目からは政省令の委任事項がない条文に関し、指針でどういうふうに書いていくかということに関する資料でございます。

まずこの中の4条の2の第4項のところでございますが、宿泊しようとする者は協力の求めがあったときは、正当な理由がない限りその求めに応じなければならないという条文

に関しまして25ページ目を御覧いただきたいと思います。

今ほど御紹介した条文に関して、下のほうの「関連する国会質疑」というものの中で、この4条の2の第4項違反を理由に宿泊拒否することはできないかと問われまして、できないというふうに答弁してきているところでもあります。

26ページ目を御覧いただきたいと思いますが、同じ条文に関しまして正当な理由とは何なのかということに関連して政府側の答弁のところを下線部ですけれども、例えば消毒に関しましてはアルコールのアレルギーがあるとか、マスクの場合ですと障害があるなどの理由により着用できない場合があるとか、そういったことなどが答弁されておりまして、これら以外にもどういうものが考えられるかということで、もしありましたらコメントいただければと思います。

一番下の国会答弁でございますが、これにつきましては宿泊拒否事由から協力の求めに正当な理由なく応じないときというものが削られたことに関しまして、下線部でございますが、協力の求めに正当な理由なく応じない場合、その事業者がどのような対応をすればよいのかという課題は引き続き残されているという答弁がございます。

続いて27ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらについては、上の附帯決議の辺りでも下線部で書いてありますように、宿泊しようとする方が特定感染症の患者等に該当した場合に関するスライドでございます。この附帯決議の中では、該当した場合であっても医療機関等が逼迫しており入院調整等に時間を要するときは、宿泊拒否ではなく感染防止対策への協力を求め、個室等で待機させることが望ましいことを指針で明確化することとされており、こうした点についてどう考えるかということでございます。

続いて28ページ目でございますが、こちらは宿泊拒否事由のうち条例で定める事由に関する資料ということで、説明は割愛させていただきます。

29ページ目でございますが、これは令和5年4月時点で条例でどのような宿泊拒否事由が定められているかをまとめたものでございます。

30ページ目を御覧いただきますと、「差別防止の更なる徹底関係」の参考資料でございます。この中では5条の2ですとか、3条の5の2項を紹介していますが、その下のほうの大臣の答弁のところを下線を引いていますけれども、従業員の研修が充実したものになるよう障害者団体から意見を聞くとともに、旅館、ホテルの関係団体にも御協力いただきながら研修ツールの策定等に取り組むとともに、研修の講師に障害者等の当事者を加える等の好事例の紹介ですとか、旅館業の事業者による研修の実施の有無やその内容等についての定期的な確認、これらをしっかり行っていきたいと答弁しているところでございます。

31ページ目につきましても、研修に関する参考資料を上の方にしているほか、下段のほうに障害者差別解消法の資料を入れているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

では、これから構成員の皆様方の御意見や御質問をお願いしたいと思います。私の声が

うまく通りませんので、特にオンラインの構成員の皆様方はお聞きにくい点があったら遠慮なく手を挙げてお知らせください。それから、御発言につきましてもなるべく分かりやすく合図を送っていただければありがたいと思います。

発言時は挙手の上、私が御指名いたしますので、まずお名前をお名乗りになって御発言をお願いしたいと思います。御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、御意見や御質問がありましたら御議論いただきたいのですが、今、非常に多岐にわたり大量な御説明をいただきました。議論の仕方が非常に難しいと思いますので、私のほうで勝手に切り分けをさせていただきます。

まず1つは感染症に関するいろいろな質疑について。それからもう一つが、カスタマーハラスメントの対応について。いずれにしても、宿泊拒否ということと差別防止ということをどういうふうに議論していただくかということになるかと思います。まずこの2つに大きく分けて御議論いただき、多分この問題というのは両方関わることもあるかと思いますが、3番目に、両方関わるような問題も含めて御議論いただければ整理がしやすいのではないかと思います。

もし、議論の途中で、やはりちょっと進め方がおかしいよというようなことがありましたら、ぜひ皆様方のほうから御指示をいただければ適宜対応したいと思います。まずはそのような形でよろしゅうございますか。

では、最初に感染症に対する対応について、それぞれのお立場の構成員の皆様方から御意見がおありかと思しますので、今回の法改正について特定感染症という視点から御議論いただければと思います。どうぞ、挙手のほうよろしくお願いいたします。

なるべく積極的に御発言をいただければと思います。

では、藤田構成員よろしくお願いいたします。

○藤田構成員 ありがとうございます。

まず、待機を求める方等に関しまして保健所のほうで総合的に判断するというのはもちろんそうなのですが、保健所のほうの判断を待てない事例について、陽性者と同じお部屋におられる方ですね。同行されている方の中で、ツアー団体であれば全ての方ではなくて同じ部屋におられる方ということで判断されるのがよろしいのではないかと思います。

また、もう一つ、医師からの診断等についての報告の方法なんですけれども、原則として署名または電磁的方法によってというのがありますが、やむを得ない場合には口頭でということがあります。

この中で、書面についていろいろな方法があるかと思うのですが、書面として考えるときに医師の診断書というのを求められることがこれまでコロナの中でも多かったと思うのですが、特に診断書というものであれば金銭的な問題も発生していきますので、ここは診断書までは不要ということで決めていただくのがよろしいのではないかと考えております。

以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

今、医師からの診断書の提示という視点の御発言がございました。必要はないだろう、これはコストがかかるという御発言はもっともだと思いますが、併せていかがでございましょう。

では、永山構成員よろしくお願いたします。

○永山構成員 ありがとうございます。日本旅館協会の永山でございます。

今後、議論を進めていただく上でポイントとして気に留めていただきたいところがあるのですけれども、まず我々宿泊施設の従業員というのは決して医療の知識があるわけでもございませんし、我々の設備についても病院と全く規格の異なるものでございます。

先ほどSARSの例で、客室で待機中に他の客室にも感染者が広がったという図が示されておりましたけれども、例えばこれも病院であれば換気ダクトというものは当然隣の部屋とはつながらないような工夫をされているわけですが、宿泊施設であると隣の部屋とは空調的にはつながった状態である。そういったところで、設備的に病院と違うにもかかわらず、単純に客室で待機をすれば大丈夫だろうといった考えというのは、一部では正しい部分もあるんですけれども、決してそれが病院のように確実な隔離を約束できるものではないといったことも御理解いただきたいと思っております。

また、従業員に対してもそれほどの知識があるものではございませんし、その中でやはりきっちり明確化したルールがないと、その辺りの判断、ジャッジにぶれが生じる可能性も多分に出てくると思いますので、この辺りについては幅の広い判断というよりは、こういうときにはお断りができる、こういうときには客室の待機を要請すべきといった形で類型化をしていただくことを望みたいということで、意見とさせていただきますと思います。

○玉井座長 永山構成員のほうから新しい視点で、宿泊施設での客室待機という問題点をどのように考えるかということでございます。

視点としては、宿泊従業者は決して医療の専門家ではない。そういう施設で感染症かもしれないという方を待機であれ、受け入れるということはいかなるものかという御発言ですが、この点についてはいかがでしょうか。

では、國分構成員よろしくお願いたします。

○國分構成員 福島県保健福祉部長の國分でございます。

ちょっと途中で座長の声が途切れまして、3つの論点についてこちらで聞き取れなかったものですから、もう一度お願したいと思っております。

○玉井座長 非常に多岐にわたる御説明がございましたので、まず大きく特定感染症の取扱いをどうしたらいいかということで今、議論を始めていただきました。もう一点がカスタマーハラスメント。宿泊拒否に関する問題点です。それで、多分この2点とも共通することがありますから、その共通するようなものについては3点目でトータル的な御議論をしたらいかがでしょうかということで、まず今、特定感染症の取扱いについて各構成員の

先生方の御意見をお伺いしております。よろしゅうございますか。

○國分構成員 承知いたしました。

○玉井座長 御意見はよろしゅうございますか。

○國分構成員 それでは、資料2の3から4ページの関連でございます。

福島県内の宿泊施設において、発熱が疑われる宿泊客に体温確認や客室での待機の協力を要請しても協力が得られないなど、宿泊事業者が対応に苦慮した事例が数多く確認されております。

今回の改正旅館業法では、特定感染症の症状を呈する宿泊者等に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力や、特定感染症の患者に該当するかどうかの報告を求めることができるとなっておりますが、実際には協力が得られない場合に宿泊事業者が対応に苦慮することが想定されます。そうした場合に適切に対処することができるように、指針等において示していくことも必要だと考えております。

あわせて感染症法、それから特措法と内容をそろえていただくことに配慮されるようですが、それらの措置に後れを取らないことも配慮するようにしていただければと思います。

あとは、宿泊拒否事由としまして、実施に伴う負担が過重であって、他の宿泊者の宿泊に関するサービスの影響を著しく阻害するおそれのある要求として、厚生労働省令で定めるものについては資料4の20ページにあるように、既に国会の審議の中でも省令でどのようなものを定めるかに関して答弁があったということでございますが、福島県で条例の形で法令業務を担う立場から申しますと、省令の中に具体的な事例を網羅的に規定していくことは難しい。また、少しでもその事例と異なれば活用できないというおそれもありますので、例えば省令の中では代表例を幾つか入れつつ、包括的に読めるような条文を規定していただいて、その具体例については検討会での議論、それから意見聴取等で収集した事例を参考にして指針で具体的に示していくことが必要ではないかと思っております。

以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

今の國分構成員のお話ですと、感染症の協力を求めてそれを否定されたときに果たしてどういう対応ができるか、宿泊拒否ができないという形になっておりますので、これが1つ問題点だという御指摘です。

それから、個別の拒否事例に関しては包括的に定めて、あとはいろいろ出てきた事例をその都度ガイドライン的に示していく方法がよろしいのではないかと、そんな感じでもよろしゅうございますね。

では、これは議論になりませんから、まず今日は最初ですから皆さんの御意見という形でお話しいただければと思います。

亀岡構成員、お願いします。

○亀岡構成員 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の亀岡でございます。簡潔に、4点でございます。

先ほど永山構成員からも御発言がありました。我々は宿泊業者でございますが、感染症のプロではございません。ですので、特定感染症の国内発生期間における協力要請について、ぜひお客様が来館した際にこういった場合はどうすればいいのかといったような分かりやすいフロー図のようなものを示していただければと思います。

2点目ですが、協力要請のうちお客様に報告や確認を求める内容について、現場で混乱が起きないようにお客様に記入してもらったチェックシートのひな形のようなものをぜひお示しいただければと思います。

3点目ですが、資料4の13ページ、14ページ目にありますように、SARSやエボラ出血熱、新型コロナウイルス感染症の場合と同様に、宿泊者に求める感染防止対策への協力内容として、保健所等の関係者に連絡するというのは入れるべきではないでしょうか。

最後に4点目ですが、資料4の医師の診断の結果の報告などを求める対象者についてですが、令和5年5月26日の国会質疑を見ますと、濃厚接触者と同行者とあるが、その同行者についてはどこまで同行者とするのが難しい場合があると想定されるのだろうと思っております。

例えば、現場でも客観的な事実に基づいて判断ができるように、例えばその同行者の範囲を、同行者のうち同部屋に宿泊した者とするなどとしてはいかがかということでございます。

以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

亀岡構成員から、感染症対応のフローチャートとかチェックシートを作っていただきたい。それから保健所への連絡を必ず取れるような対応と、同行者の区分を明確にしてほしいというような御発言でございました。

それでは、オンラインの増田構成員よろしくお願いたします。

○増田構成員 公益社団法人全国消費生活相談員協会の増田でございます。

大変難しい問題がたくさんあると思うんですけども、多分一番困るだろうということで協力要請のところだと思いますが、その実効性を高めるためにはどれだけ消費者の方に理解をしていただいているかということが重要だと考えております。コロナのときもそうでしたけれども、その時期によってその取扱いのレベルが違ってくということもあつたり、何が今、流行しているのかということが十分に理解されていないというような状況もあるかと思えます。その特定の期間において適用されるというようなこともございますので、今のこの時期にどういうものが特定感染症となっているのかということを知りやすく表示しておくということがまず必要だと思います。

そのときに、申込み段階で、例えばインターネット上の申込みのところでもう既にそういう情報提供をしておくということも必要ですし、それから来館されたときに御説明をするに当たって説明の方法ですね。これは研修とすぐリンクすることになりますけれども、丁寧な説明と言われてもどういふふうにしたら理解してもらえるのかということで、その

丁寧な説明の方法、必要な事項、それからマニュアルなどを用意しておく。

それから、説明の方法も単に正しいことを言えばいいだけではありませんので、これはカスハラ対応にも直結する話ですけれども、そういうことの研修というのも非常に重要ではないかと考えております。

それから、地域の保健所と医療機関との連携というのは非常に重要なことで、それがないとやはり全体的な信頼関係というのが損なわれると思いますので、そこも非常に重視していただく必要があるかと思っております。

以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

今の増田構成員のお話は、特定感染症の状況、レベルに合わせた消費者への説明理解度、理解をきちんとさせるような資料の作成と研修をやっていただきたい。あわせて、地域と保健所、あるいは施設ももちろんですが、そこでの連携体制を常日頃取っておくというようなお話でございました。ありがとうございます。

それでは、中澤構成員、お願いいたします。

○中澤構成員 ありがとうございます。神奈川県予防医学協会の中澤でございます。

もう複数の委員から御意見が出ているのですが、やはり濃厚接触者と同行者の範囲とか区別が分かりにくい、文言だけでは分かりにくいなと思います。

保健所に連絡して、それで保健所の職員が調査にきたりとか指導が入る前に、やはり宿泊事業者側の方々がまず初動で何か対応しなければならないというときに非常に分かりにくいのかなと思います。全ての事例を挙げるというのは難しいと思いますので、代表的な参考になる分かりやすい例示は必要かなと考えております。

それから、こういう感染症が発生してから動くということになると、なかなか連絡体制であったりとか情報交換というのは、どちらかというときから地域ごとの保健所の管轄であったりとか、そういうところの単位で情報共有であったり、こういうときには政省令や指針などを基にしてどういうふうに動こうかというような協議をする体制を構築しておいたほうが、いざというときには相談などがしやすいということもありますので、そういうことも必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

中澤構成員からは、濃厚接触者と同行者の明確化、これは事例的に明示していただければよろしいのではないかと。それから、地域との連携を含めた常日頃の協力体制みたいなものの必要性をお話いただきました。ありがとうございます。

それでは、オンラインで坂元構成員よろしくお願いいたします。

○坂元構成員 公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長の坂元でございます。2点、発言させていただきたいと思っております。

先ほど協力要請についての御指摘があったんですけれども、資料4の4ページにおいて、

協力要請は必要最小限のものでなければならないという点が国会の質疑の中で御指摘があったということですが、第5条の規定も含めて宿泊しようとする者の人権に重大な関係を有するものですから、旅館業が国民生活において果たしている重要な役割に鑑みて、必要な最小限度においてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあってはならないということを指針で明確化したらどうかと考えますので、この点を発言させていただきました。

もう一点は、宿泊拒否の理由等の記録に関してでございます。資料4の23ページに改正法附則の宿泊拒否の理由等の記録についての記載が3条でございます。この規定は、旅館業法第7条に基づき、都道府県等が宿泊拒否に関して報告を求めたときに備えて記録するものということだろうと思えますけれども、特に改正法附則第2条において、過去に旅館業法第5条の規定の適用に関し、ハンセン病の患者であった者等に対して不当な差別的取扱いがされたことを踏まえた検討規定がある中で、しっかりと宿泊拒否事由の運用状況を把握できるように、省令に委任されている方法については記録をしっかりと保存すべきこと、それから記録の保存期間を明確にすべきではないかと思えます。

また、条文上「理由等」とされているのですけれども、宿泊拒否の理由だけではなくて、宿泊拒否が行われた日時や当事者の氏名も記録するように指針で求めていったらどうかと考えますので、発言させていただきました。

私からは以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

坂元構成員、1点、今の日時、氏名の記載というのは施設側の担当者の氏名ということによろしいのでしょうか。

○坂元構成員 当事者の氏名ということで、そのときに担当者の氏名も併せて記載したらいいと思います。

○玉井座長 それでは、双方ということになりますか。

○坂元構成員 はい。

○玉井座長 ありがとうございます。

今、坂元構成員から宿泊拒否理由の記載についての御発言がございました。運用状況の把握と、それから特に保存期間を明示すべきではないか。それから、今、質疑がございました当事者の日時、氏名記載も必要なのではないかという御発言がございました。ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

それでは、清水構成員お願いします。

○清水構成員 全日本ホテル連盟の清水と申します。

実は、私どもの会員ホテルの中でコロナ禍が始まって間もない頃でございましたけれども、お客様がコロナになったということで使った客室、そしてそういったフロア、そこら辺を消毒するのに50万ぐらいかかったということなんですね。そうした場合に、私どもホ

テル業者として誰に請求すればいいのか。

今回の場合には、やむを得なくホテルが自分で払ったということであるんですけども、そうした場合に、では感染が疑われるお客様がいらっしゃった場合、37.5度以上あった。それで、チェックリストみたいなものを作って、もし感染していた場合には消毒代等を請求させていただきますが、それでもよろしいですかというようなことができるかどうか。そして、そんなものがかかるのは嫌だよと拒否されてしまった場合、それだと私どもではお泊めすることができないんですというようなことが言えるかどうか。

そうしたことを実際にあった問題として、我々の現状をちょっとお伝えいたします。

○玉井座長 ありがとうございます。

今、清水構成員からは、感染者のお客様がお使いになった客室清掃の費用負担をどうするか。それを一つの事由にして、そういう費用負担ができないというお客様への対応をどうしたらいいかということでございます。これは、今ここで議論して結論というよりも、そういう問題提起ということでもよろしゅうございますか。

○清水構成員 はい。

○玉井座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

それでは、徳田構成員よろしくお願ひいたします。

○徳田構成員 ハンセン病訴訟弁護団の弁護士の徳田と申します。

問われている問題が多岐にわたるので、私の意見は別に文章でお出ししたいと思うんですけども、この検討会における議論の在り方について私の意見を2つほど申し上げたいと思います。

1つは、この国会の法案の審議の過程で、旅館業者等から感染症の症状があると思われる人に対して協力を求めた際に正当な理由なく拒否した場合、宿泊拒否できるという条項が削除された。このことの意味を踏まえた、それを前提にした形で議論すべきであって、そうした国会での議論の過程を無視した形で改めていろいろな問題を議論する場ではないのではないかということもまず私は申し上げたいんです。

国会がこれだけの審議の過程で改正をしたということにはやはり深い理由があるわけですし、それを無視した形で感染症の問題と、それから旅館、ホテルにおける宿泊事業者との関係の問題と、一般に想定される問題を議論する場ではないのではないか。私としては今回の旅館業法の改正に強く反対してきた立場から、改正がなされたその趣旨を踏まえた議論をしていただきたいということをお願いしたいというのが1点です。

第2点はそれとも関係するんですけども、感染者の立場を代表する構成員というのは私一人なんです。ホテル、旅館業を代表する方はたくさん構成員として参加されているわけなんです。どうしてこうなったのかということについて質問するつもりは全くありませんけれども、そうだとするならば私はヒアリングというものを徹底的に重視していただきたい。そのヒアリングにおいて感染症の、例えばハンセン病の患者であった人たち、あるいはHIV

陽性者である人たち、現に肝炎等に感染しておられる方たち、そういう方々がこの問題についてどう受け止めるのかという生の声をやはり大事にしていきたい。

あえて、失礼を顧みず申し上げますけれども、当初の見直し検討会でもヒアリングが行われました。私もヒアリングを受けました。我々は強く反対したんですけれども、この見直し検討会は正当な理由なく拒否した場合に宿泊拒否できるという案を我々の声を無視して挙げたわけです。その結果として、国会ではその部分が削除されるという形になりました。

私は今回ヒアリングを行い、そのヒアリングの結果というものを重視することがとても大事ではないかということをもっと申し上げておきたいと思います。

○玉井座長 ありがとうございます。

今、徳田構成員のほうからは、国会で拒否されたことをベースにした検討会にしてほしいという論点です。

もう一点は、その基本としているヒアリング、この構成員の在り方も含めてヒアリングを重視した検討にしていきたいという御発言でございました。

この議論の進め方について事務局のほうにちょっと御意見をお伺いしたのですが、いかがでしょうか。

○諏訪課長 生活衛生課長の諏訪でございます。

この検討会の進め方について御意見を賜ったところでございます。私どもといたしましても、これまでまず旅館業法の見直しに係る検討会があり、そこでの議論を踏まえて国会へ提出された法案があって、それについての国会審議が様々な視点で行われて、それを踏まえた改正が行われたということ、十分踏まえた議論をさせていただきたいと考えているところでございます。

そのために、今回の資料につきましても様々な観点において国会での御審議がございましたので、できるだけそれを丁寧に記載をさせていただきながら、全体としてそこでどのような議論があったのかというものをしっかりと踏まえた御議論をしていただけるようにということで、できるだけ資料の工夫もさせていただいているところでございます。

また、附帯決議の方もかなり詳細なものを頂戴して、大臣もそれを尊重していくということの御答弁をしているところでございますので、そうした一つ一つの項目につきましても丁寧に参照しながら進めていきたいと考えているところでございます。

また、感染症関連の団体の皆様、また障害者団体の皆様等へのヒアリングということで、この後、今後の進め方について御検討、御議論いただきたいと思っておりますけれども、そうした場でのヒアリング、またはそこで頂戴する御意見等につきましてはできるだけ丁寧に整理をさせていただいて、本検討会での御議論にしっかりと結びつけられるように、私どもとしてもできるだけ工夫をさせていただければと考えてございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

徳田構成員、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、櫻田構成員よろしく申し上げます。

○櫻田構成員 サービス連合の櫻田でございます。ありがとうございます。

今いろいろと御意見が出ているところではありますけれども、私どもは労働者の代表ということでございますので、その観点で御意見を申し上げられればと思っております。

今この条文の中だけで示されているものでは、現場が大変混乱すると思っております。やはり前線でお客様方に対応するのは働く者でございますので、その現場が何よりも混乱を来さない、しっかりと運用がされるということが、この法律を改正したものを進めていく上で一番大事なことだと思っておりますので、正当な理由ということは何を示すのかというようなところ、それから同行者の先ほどの濃厚接触者のところもそうですけれども、そういったところもしっかりと具体的に示す必要があると思っております。

さらに、協力の要請をさせていただけることにはなりましたけれども、そこに従っていただけないというようなことが今まで事実としてあったものですから、今回こういった改正の中にも協力の要請ができるというようなことが法の後ろ盾の下に示されているんだと思っておりますが、実際に私どもの組合員のほうにヒアリングをしている中では、協力してもらえなかった際に課題と感じたこととしては、ほかにも宿泊される方がいらっしゃるわけなので、そのお客様方からの苦情が発生しないか大変心配になったというようなことですか、実際に協力していただけない方からの暴言に対する恐怖感みたいなものですか、そういったこともヒアリングの内容として声が上がっておりました。

ですから、従っていただけなかった場合にどのような対応をするのが適切なのかということも、具体的にこの指針などの中では示していく必要があると思っております。何しろ現場が混乱しない、しっかりと運用ができるものにしていけるというのが必要なことだと思っておりますので御意見申し上げます。

ありがとうございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

今、櫻田構成員は、現場の第一線のスタッフの立場から現状の条文ではなかなか混乱するだろう。個別具体的なものを包括的に明示してほしいという視点ですね。それから、これは非常にまた難しい問題ですが、他のお客様に対してそういう混乱が起きたときの対応策も検討していかなくてはいけないというような御視点でよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、どうぞ掛江構成員申し上げます。

○掛江構成員 ホテル協会の掛江でございます。

今、櫻田委員がおっしゃったこととも関係するんですけども、特にコロナで従業員が大変な苦勞をした。それで、クラスターが発生してしまったらもう致命的という中で、その相手の方は必ずしも善意の方ばかりではない。協力していただけない方もいらっしゃるということで、次に流行があったときにはぜひ現場のスタッフが困らないような制度にしていきたいというのが一番の願いであります。

ここは大変難しいところだと思いますが、法案審議の中で協力要請に応じていただけない場合の宿泊拒否の規定が削除されましたので、それは当然前提として議論しないといけないわけですが、ただ、實際上、次の流行があったときはそういう事態も起こり得るわけです。前回、そういうことが起きていますから。

そうしたときに、ではどうしたらいいのか、どうやって他のお客様や従業員の安全を守ればいいのか、クラスターを防ぐにはどうしたらいいのか。そういったところも、何もなければ我々現場がやはり困ってしまうというところはぜひ御考慮いただきたいと思います。

それからもう一つ、症状が特定感染症以外の要因により生じているものか否かについて報告の制度がございますけれども、なかなかこれはプライバシーにも関わることであり、現場のオペレーションは非常に難しいと思っております。トラブルにならないように、ぜひ指針で丁寧に記述していただきたい。ひな形という案も出ておりましたけれども、ぜひそういったものをお願いしたいと思います。

それから3点目ですけれども、待機について永山委員から御指摘がありました。症状のある方が医師の診断などを待つ間、短期の待機というのは当然仕方がないといいますが、できるだけ感染のリスクが減るような形で対応するということだと思っております。病床が不足しているなどの理由で感染が判明した感染者の方について、その設備や体制のないホテルに病床が逼迫しているから滞在をさせるようにと言われても、これは体制と設備がないわけですからなかなか対応ができないということで、やはり感染者については行政や病院が責任を持つべきでありまして、体制や設備がないところにそういったことを求めるのは適切ではないのではないかと考えます。

以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

今、掛江構成員からは先ほどの櫻田委員のお話と同じように、第一線のスタッフがきちんと混乱しないようなひな形を明示してほしい。それから、待機問題については、短期はともかく医療施設不足等や医療体制の不備と言っては失礼かもしれませんが、それを前提にして施設側に滞在、待機を要請するのはいかなるものかという御指摘がございました。

よろしゅうございますか。

では、越智構成員よろしく申し上げます。

○越智構成員 東洋大学の越智でございます。

大分議論も集約されてきたと思うんですけれども、まず今回のお話がかかなり厳密な感染者に対しての宿泊拒否という話に限定されてきているので、あまり幅広く、誰でも彼でも拒否するという話ではないのかなというのはまず前提にあります。

その上で考えてみると、先ほどお話があったように、実際にパンデミックが起きて、それに対して大混乱をしたというのが教訓であるわけなので、その教訓を生かしてどういうふうにも実際のフローを準備するかという観点で整理しないといけないのかなと思います。多分、それは法律の文言だけではできないと思うんですけれども、1つは疑わしい例とい

うか、まだ判断ができない人たちの対応を宿泊施設がどうするか。これは判断がつくまでの間の短期施設として受入れをするというような応急処置なので、ただ、応急処置の場合も感染を広げないという大前提を考えておけば、感染するための動線を切るということしかないので、部屋から出ていただかないようにする。

それから、食事に関しても、最初の武漢からの受入れをやった三日月さんがやったように全部仕出し弁当屋の部屋食、それで一切部屋から出ない。この状態をつくり上げないと感染は広がります。武漢の場合の受入れで感染が出なかったのは、全部そうやって動線を切ったからなので、同じような形でやっていくというルールを決めておかないと広がるのではないかと思います。今までいろいろな事例ができていますので、それを組み上げて最大の対策を最初からできるようにしておかないといけないかと思っています。

それから、明らかに施設が足りなくなって宿泊施設に協力する場合でも完全に借り上げればいいわけで、これはもう借上げの体制を取ったわけですから、借上げをしていくという形で準公的な施設という扱いでそこで隔離をして患者の療養をするというような扱いをすればいいわけなので、これも同じような問題だと思います。

それから、消毒に関しては、消毒代がかかるからというので、これぐらいかかりますけれどもどうですかというので拒否された例というのは実際かなり聞いています。ですから、それが明らかに宿泊拒否の事例になってしまっているのので、これに関しては国で持つべきだと思います。これは民間事業者で持つ理由がないので、保険の制度をつくるか、あるいは国の制度としてそういうふうなサポートをしておかないと、全体の仕組みがどこかで崩れていってしまう。それができる状態にして初めていいか悪いかという議論になっていくので、その環境づくりはやはり国がつくっていかないと、今回いろいろな教訓を得たわけなので、そういうものを全部積み上げてバックアップのものをつくった上でこの法律というふうにしておかないと、多分機能しなくなってしまうのではないかと思います。

原則論というよりも、そのできる状態をつくるということがとても大事だと思います。

○玉井座長 ありがとうございます。

今、越智構成員のほうからは、法律だけではなかなか対応が難しい。そういう中で、待機体制について、1つとしては借上げをするとか、待機する場合の体制、補助制度も含めてきちんとしたものをつくっておけばかなりの部分で対応が可能ではないだろうか。

いずれにしても、国も含めて費用負担の面も含め、いろいろなバックアップ体制を起る前に準備しておかないと対応ができないのではないかと御指摘でよろしいですか。

では、石原構成員お願いします。

○石原構成員 日本ホテル教育センター、ホスピタリティ教育研究会の石原でございます。

宿泊事業者が一番具体的に困るのは何なんだろうと考えたときに、資料4の14ページに、何かあった際は宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターに連絡して受診を勧める、あるいは指示を仰ぐとあるのですが、本当にそういう話が宿泊者から来たときに、例えば深夜、早朝の時間帯であるとか、祝祭日、年末年始であるとか、あるいはその宿泊施設自

体が離島にあつたり、僻地、秘境にあるような場合、本当に近隣の医療機関にすぐ連絡をして対応ができるのか。

これは困る宿泊施設は多々あると思いますので、まずは実際に深夜、早朝でも休みの日でもどこに連絡すればいいんだというのを各宿泊施設がきちんと確認できるような体制、何があってもここに、そしてバックアップで、第2、第3の候補はここだというリストをまず作らないことには速やかな対応が本当にできないんじゃないかというのが懸念事項としてありますので、このリスト化的なことが議題にならないかと思います。

以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

石原構成員からは、医療、保健機関に対しての連絡体制は緊急のときに果たしてどうなるかというのは、地域も含めた全体でのリスト化、あるいは体制づくりをしておく必要があるんだろうというような趣旨でございますが、よろしいですね。

ありがとうございます。

それでは、オンラインの釜菴構成員よろしく願いいたします。

○釜菴構成員 ありがとうございます。

今、既にいろいろ皆様から御意見が出ましたが、まずコロナに対する対応で大変3年半にわたり御苦労いただいてきたことを改めて感じるわけですが、2020年の当初に比べますと、その後いろいろな対応が改善されてきて、そして当初の大きな混乱の状況は少しずつ改善してきて今日に至っていると思います。

それで、今回議論の対象になる特定感染症は先ほど定義をお示しいただきましたけれども、全く未知のものでどういうものなのかがあらかじめ分からない感染症も今後また出てくるということを考えておかなければいけないので、そのことからしますと、国会の審議で法案の修正も様々に行われて、それに対する背景も今日はいろいろ御説明をいただきましたが、これらを全て法をうまく生かした形での政令や、あるいは指針の作成というのは私は極めて困難、至難の業ではないかと思います。

その中で、未知の感染症が今後出てくるということも想定して、できるだけものを整理して、そして宿泊の現場でこれは宿泊施設に泊めてもらうということは非常に大事なことであるし、またホテルの業者の方々は従業員の感染の可能性も考えながら事業を継続しなければならないという大変大事な責務を担っておられるわけなので、宿泊する側の権利もしっかり守りながら事業の継続が可能になるという、やや相反するようなところを対応していかなければならない。

私の意見としては、まず今日の議論も踏まえて、なるべくよい政令や、あるいは指針を策定しますけれども、それは決して完璧なものなかなかできるわけではないので、常にその不都合が生じたときにそれを手直ししていくという姿勢が極めて大事ではないかと思っています。

既に3年半の間に、コロナに対しての対応は随分改善してきたところがありますが、ま

だもちろん不十分なところも多々あります。先ほど御指摘があったように、その宿泊の現場ですぐに医療機関につなげたいと思ったときに、なかなかその受診先が見つからないという事態については、確かに大変御迷惑をかけていることは私どもも十分承知をしているので、さらにそこはなるべく改善を図るべく努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

今、釜菴構成員のほうからは、感染症に関しては新たな感染症への対応も考えなくてはならないけれども、非常に困難ではないだろうか。あとは、宿泊施設の役割というのも非常に重要で不可欠であるけれども、やはりこれからは基本的にトライアンドエラーの形で一步一步進むことが一つの方法ではないかというようなお話でよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方いかがでしょうか。

では、尾上委員よろしくお願ひいたします。

○尾上構成員 DPI日本会議の尾上です。障害当事者の立場から発言をさせていただきます。

今日、皆様のお手元の資料の最後に提供資料ということでつけさせていただいたんですけども、これを使いながら説明をさせていただきたいと思います。

今日の資料の4の2ページ目の（個別論点）の2の「宿泊拒否事由について」の2つ目の○に関わってなんですけれども、「障害者差別解消法との整合性も踏まえた上で、どのような要求を対象とすべきと考えるか。またどのような要求は対象外とすべきと考えるか」という点に関連して、今後ヒアリングや議論を進めていく前提として障害者差別解消法に関する認識をこの検討会、構成員全体で共有する機会ということでちょっと情報提供させていただきたいと思います。

この最後にあるピンク色のリーフレットは、内閣府作成の障害者差別解消法のリーフレットでございます。

最初のページを見ていただきますと、表がございませぬ。障害者差別解消法は不当な差別的取扱いの禁止ということと、合理的配慮の提供を義務づけているのですが、来年の4月からは事業者も合理的配慮が義務づけになります。赤いマークのところですね。旅館ホテル業の多くは民間事業者だと思っておりますが、来年の4月からは合理的配慮の提供は法的義務になるという、ここをしっかりと押さえておきたいと思っておりますね。

それで、後のほうになるんですけども、8ページの「不当な差別的取扱いとは」ということで書いてあります。ここで障害を理由にしたサービスの提供の拒否、この検討会のテーマに即して言いますと、障害を理由にしたサービスの拒否は差別的取扱いに当たるといふことになります。この中には例えば盲導犬、補助犬利用を理由にした拒否も含まれるわけですね。

ただ、残念ながら、いまだに盲導犬ユーザーの宿泊拒否の事例が後を絶ちませぬ。いろ

いろなアンケートでもやはりその結果は出ています。

そのため、今年3月に障害差別解消法の新しい基本方針が閣議決定されたのですが、その中に、「なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する」ということが追記されたわけです。つまり、盲導犬を理由にしての宿泊拒否は明らかに障害者差別であるということが、より明確になったということなんですね。

2つ目の合理的配慮に関して、前の5ページのほうをちょっと見ていただきますと、下のほうに「合理的配慮の提供における留意点」ということで、建設的対話を妨げるNGワード、こういう考え方は避けましょうということも幾つか挙げていますが、「前例がありません」「特別扱いできません」「もし、何かあったら…」、あるいは「〇〇障害のある人は…」といったことを挙げているわけです。こういったことは、ぜひ今後差別防止ということで払拭をしていっていただきたいと思うのですが、その際すごく重要なのが6ページから7ページです。

「合理的配慮」には対話が重要です！ということが書かれていまして、右のほうのライブハウスの事例は後でお読みいただければと思うんですけども、車椅子座席のこの事例では、過去の事例だけで判断するのではなくて建設的対話を重ねた結果、新しくちょっと工夫をして車椅子スペースをつくるというような工夫をしたり、そういう代替案ができた。合理的配慮の中で、やはりそういう対話を通じてできることとして代替案を一緒に考える、これが肝だと思うんですね。障害当事者のニーズを踏まえて、社会的障壁を除去するためにできることを見出していくプロセス、この建設的対話が重要ということを押さえておいていただければと思います。

それで、ちょっと説明が長くなりましたが、意見と質問が2つございます。

1つが、建設的対話をしていくためには、例えば1つの案があって、いや、それではとか、何度かやり取りをしなければいけないわけですね。建設的対話には一定の検討の手間が必要だったり、あるいは障害特性や、あるいはコミュニケーション手段ですね、手話を使ったり、要約筆記であったり、それによって時間がかかる場合は当然ございます。

事務局の資料4の20ページで国会質疑の紹介をいただきましたが、天島議員の国会質問の中では「脳性麻痺で言語障害のある方が店員と話そうとしたところ、発語に時間が掛かり、泥酔していると誤解され、通報されてしまった。」と、あつてはならないことだと思うんですが、こういう事例が残念ながらやはりあつたりするわけです。

合理的配慮のための建設的対話を求めようとしたら、それが過重な負担とされて宿泊拒否につながるのではないだろうか。今回の第5条第1項第3号がそういうことになってしまわないだろうかというふうに皆、危惧をしているのが私たち障害当事者の立場でございます。障害のある客を委縮させて、合理的配慮を求めることをためらうようなことが決して起きないようにする、それが差別解消法との整合性という点では極めて重要だと考えま

す。その点を踏まえて、厚生労働省令や指針の検討の際、ヒアリングも含めて障害者差別解消法との整合性ということをしっかり意識して議論をいただければという意見でございます。

2つ目が質問です。論点表の3になりますが、差別防止の更なる徹底についてに関してですが、旅館ホテルの従業員の方の間で障害者差別解消法の認知度、あるいは研修実施状況などはどのようなものか、もしデータとかそれぞれの業界さんで取っておられたら教えていただければと思います。

例えば、劇場演劇関係者を対象にした去年2022年の調査では、来年から合理的配慮が義務づけられることを知っていると回答した人は37.1%、4割を切っているような状態です。本当にこんな状態で合理的配慮の義務づけにちゃんと対応できるのかというような状態で、これは演劇の世界ですが、ホテルや旅館業ではどんな状況かをもしデータがあればぜひ教えていただければと思います。

以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

尾上構成員からは、新しく変わる障害者差別解消法の御説明、ポイントとしては建設的対話の在り方、合理的配慮をしていただきたい。それから認知度がどの程度なのか、これは各業界団体さんの代表の皆さんがいらっしゃいますので、機会があればそういうアンケート等も取っていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、阿部構成員よろしくお願ひします。

○阿部構成員 ありがとうございます。日本障害フォーラム当事者団体の阿部といいます。

ただいまの尾上構成員からのお話は、全くそのとおりでと思っています。多くの障害がある人たちは、やはり障害ゆえに不便なこと、困ったことがあるわけです。それに対して様々な工夫をしているわけですがけれども、それらについて例えば先ほど尾上構成員からお話がありましたように、合理的配慮ということをしっかり認識していただいて、過重な負担でない合理的配慮ということに関しては当たり前相互理解ができるようになってほしいと思います。

そのために大事なことは研修の重要性かと思ひますし、資料4の30ページに厚労大臣から従業員の研修が充実したものになるように障害者団体から意見を聞くとともに、御協力いただきながら研修ツールの策定に取り組んで、そして研修の講師には当事者も関わるのが大事ではないかということは、すごく今回の取組で私たちにとってはありがたいことだと思っています。

そして、それぞれの合理的配慮について好事例として周知していただくことによって様々なところで、私たちもどういう配慮が必要なのかというのをそれぞれの障害のある人は今までの経験上感じていますというか、知っていますので、それらを基にホテル旅館業の方々は超高齢社会、高齢の方のいろいろな観光ニーズもありますし、様々なときに活用できるような方向になることをとても期待しています。

尾上構成員のお話を聞いた上で、宿泊拒否のないようにということと、それぞれの合理的配慮の好事例の蓄積というのが、よりよいホスピタリティーにつながるのではないかとということで、本会議、そしてこれから策定されるであろうガイドラインと、その研修に関する期待についてお話しさせていただきました。

どうぞよろしく願いいたします。

○玉井座長 ありがとうございます。

阿部構成員からは、障害者の皆様への合理的配慮の理解度アップ、そのためには施設側のスタッフの研修の重要性、これも当事者の皆様が参加した研修が必要ではないかというお話でございました。ありがとうございます。

それでは、一応皆様方から御発言いただきましたが、感染症だけではなくてこの条文、改正に伴う総論ですとかカスタマーハラスメントについても、時間的に皆さん方全員の御意見を聞くわけにいきませんので、挙手で御発言がある方はよろしく願いしたいと思います。何でも結構です。

では、國分構成員お願いします。

○國分構成員 福島県の國分でございます。

資料4の28ページ、29ページの関連でございます。今回の宿泊拒否事由に関する改正を踏まえまして、旅館業法5条1項4号の都道府県が条例で定める事由があるときという規定に基づきまして、既に各都道府県、あるいは市町村が条例で定めている事由を改正する必要があると考えております。

そこで、自治体の条例で新たに宿泊拒否事由を規定するなど見直す余地がどこまであるのか、自治体として非常に大きな関心事項でもありますので、そうした点も整理した上で指針あるいは通知等で示していくことも必要であると考えております。

以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

國分構成員からは、地方での政令といいますか、省令をつくるためにどうしたらいいかという実際の事例を明示していただきたいというお話でございました。ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

では、永山構成員お願いします。

○永山構成員 日本旅館協会の永山でございます。

総論的なお話でということでしたので、当方の感じるところをお話しできたらと思うんですけども、先ほどの合理的配慮の件でございますが、私も今日これを持ってはきているわけですけども、私の施設に対しても何度もこういった御案内は頂戴もしておりますし、従業員の認知にしても進んでいると思いますが、その辺りの調査についてもまた検討させていただきたいと思っております。

ただ、合理的配慮をしっかりと運用していく上で、それを守らせるためにこの第5条が

必要だといった順番の議論になってしまいますと、ある意味、宿泊業界がほかの業種と比べて信用ならない業界、宿泊業界というのが特に注意しなければいけない業界、そういったニュアンスに聞こえる可能性もございます。

そうではなくて、合理的配慮というのは当然前提として我々の業界は守っていくものであるという前提の下、それに対する上乘せ、それに対して宿泊業界として特に留意することが何なのかという論点でお話をいただくという方向性にしていただきたいと思います。

繰り返しますと、旅館業法5条がなければ我々が合理的配慮を守れないといった方向性からの議論であると、少し違った議論になってしまう可能性があるなという懸念を申し上げます。

当然、我々は障害者の従業員も一定比率雇用しているわけがございますけれども、この宿泊旅館業法の第5条があることでそういった障害者の従業員に対しても宿泊客からのハラスメントが起きたり、そういったことでの不具合が生じているというのも事実でございます。その辺りも配慮いただきたいと思います。

また、もう一方からの論点として、現在の民法521条にいわゆる契約の締結及び内容の事由といった条文ができております。こちらについては、ある意味、旅館業法第5条と真っ向から相反する方向性の法律でございます。この法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。これは、お客様と事業者双方からということでございます。その中で、特別の定めがある場合というのがまさにこの旅館業法第5条だというふうには判断をしております。

では、その特別な定めがある場合というのが何かということで、あくまで宿泊業界というのが社会的な責任を担っている上でお客様に過度の負担を強いてはならない。例えば、山奥で遭難をしそうなときに拒否をするようなことをしてお客様の生命を危険にさらすようなことがあってはならない。そういった観点からできたものが5条だというふうに私は理解をしております。

そういった中で、この民法第521条の中で何が例外なのか、何が特別の定めであるのか、そういった論点でお話をさせていただくのは結構なんですけれども、一方でこういった民法の規定と真っ向から反する形で、あれも駄目、これも駄目といった話になってしまいますと、では、ほかの業種と比べて我々がより差別的な業界だったのか、我々が特に規制をしなければ社会的に害を与えるような業種であるのか、そういった論点のお話になってしまうことについては大変危惧を持っております。

今回、迷惑客の排除が一定の要件で可能になるといった改正については、我々にとっては今まで我々の従業員であったり、ほかのお客様が危険を感じたり、差別を受けていた、そういったものに対する一定の回答ということで大変ありがたく受け止めておりますけれども、我々がこういった形で従業員への差別の戦いに対して今回受け止めていただいた上での法改正を、ぜひその趣旨を守った形で、その中でお客様にとって、そして懸念を示さ

れている障害者の皆様にとって一番安定した形で議論がまとまっていくことを期待させていただいて、私からの総論というか、意見とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○玉井座長 では、尾上構成員どうぞ。

○尾上構成員 時間が短くてちょっとはしょって説明をしてしまったために、ちゃんと正確に伝わっていないかなと思ったので少し時間をいただきます。

最初に表を見ていただいたとおり、この障害者差別解消法では差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供、これは別々のことなんですね。それで、盲導犬とかを理由にした拒否というのは明らかに差別的取扱いです。

それで、今回宿泊に伴い過重な負担を求めると宿泊拒否ができるようになった、そのことで合理的配慮を要求するということがきっかけになって宿泊拒否につながるのではないかということです。論点としたら合理的配慮をしていただくために例えばホテルの側に何かをお願いしたら過重負担とされて拒否されてしまわないか。私の例を申し上げますね。

バリアフリールームであっても私の場合は介護者がいなければ、シャワーチェアとか、浴槽でちょっと腰を落ち着けるところがないと湯船に入れないんですね。それで、シャワーチェアをお持ちのところはシャワーチェアをお借りすることができるのですが、あるホテルで、シャワーチェアをお持ちですかと聞いたら、ありません。私の場合ですとパイプ椅子を一つ貸していただくだけで十分なので、パイプ椅子をお持ちですかと、スタッフ用のパイプ椅子ならばどこのホテルでもあると思うんですね。

ところが、最初は、いや、お客様の貸出し備品リストにはございませんのでと、シャワーで水がかかっても古びているパイプ椅子のほうが気を使わなくていいからそれでいいんですけれどもねと言ったのですが、いや、お客様の備品リストにないものは貸せないのということで、それがないと入れないから何度かやり取りをして、その後ちょっと奥へ入られて上司の方に多分、判断を仰がれたんでしょうね。

それで、何とか貸していただくことになったんですが、例えばその現象だけ見れば、私はシャワーチェアがないのでパイプ椅子を貸してもらえないですかと申し出たが、最初は断られたわけです。それで、何度かお話をしてやっと借りれた。では、これは過重な負担を要求した行為に当たるのか。当たらないと私は思うんですね。

そういうふうな誤解が広がらないように、やはりここに明記をすべきだ。つまり、合理的配慮を求めたら宿泊拒否されてしまうんじゃないかという誤解が広がらないように指針にちゃんと入れていくべきだし、先ほど徳田委員もおっしゃられていましたけれども、ぜひここら辺はヒアリングの中でいろいろな当事者からの実際の声聞いていただいて、それをしっかり反映した形で指針や省令の中に反映をしていただければと思います。

私の説明がはしょっていて申し訳ございませんでしたが、そういう意味で申し上げたのでよろしくをお願いします。

○玉井座長 ありがとうございます。

先ほどの永山構成員のお話は、国会議論はもちろん尊重した上で、5条2項に関してのこれがないと宿泊施設は拒否してしまうんだという考え方は、これはそんなことはないですよということを前提に民法521条との関連性も一応理解はしていただきたいという御発言内容でよろしいですか。

○永山構成員 おっしゃるとおりです。

○玉井座長 それに対して、今、尾上委員のほうから、最終的にはやはり建設的対話の在り方をきちんと明示しながら、お互いに誤解のないようにしていきたいということによろしゅうございますか。

○尾上委員 はい。

○玉井座長 ありがとうございます。

大変活発な御議論をいただきましたが、最後に掛江委員お願いします。

○掛江構成員 いわゆる迷惑客のケースについてですけれども、ホテル、現場だけでなく電話も含めて不当なクレームで、おまえごときでは相手にならない、社長を出せみたいなことで長時間拘束されて困っているという例は多数発生しております。それで、スタッフも疲弊しまして、メンタルをやられて辞めていってしまうようなことも少なくありません。やはりそういうところの対応に、何とかこの新しい条文を使えるようにしていただければということでもあります。

それで、以前からある第2号の違法行為または風紀を乱す行為、こちらは厚労省の通達がこれまでもありますけれども、それが変わらないということと、2号のほうは繰り返さなくても該当するということだと思えますが、そういうところも含めて、お客様とか従業員によく分かるような具体事例でそれぞれのケースを指針等で示していただけると大変ありがたいと思います。我々としても残念ながら事例がたくさんあるものですから、たくさん事務方に提供をして活用していただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

最後に掛江委員のほうからは、やはりお互いが理解し合えるような事例をきちんと明示しながら、包括的に全部を明示するのはなかなか難しいでしょうから、そういうこと努力をお互いしていきましようというお話だったと思います。

非常に活発な御議論をいただきまして、もう時間が過ぎてまいりました。それでは、この議論はこのくらいにいたしまして、次第の「4. 今後の進め方（案）について」に入りたいと思います。

事務局より、資料5、6の御説明をお願いいたしたいと思えます。

○竹中課長補佐 それでは、まず資料5を御覧ください。

こちらは、「本検討会の進め方（案）」でございます。本日の第1回の後、ワーキンググループで意見聴取を行い、その後、第2回検討会以降で政省令・指針案を議論してはどうかということで、秋頃めどで取りまとめができればと考えております。

次の資料6は「ワーキンググループの進め方（案）」ということでございます。

1の「意見聴取対象の方」は、患者等団体、障害者団体、高齢者等関係団体、事業者団体と考えております。

2の「主な意見聴取内容」であります。先ほどの資料4の2ページ目の個別論点と考えております。

3の「意見聴取の実施方法」でございますが、その検討会の下にワーキンググループを設置し、検討会の構成員を3つのワーキンググループに分けて意見聴取を行うこととしてはどうか。ワーキンググループの主査は検討会の構成員から選出するというのを考えており、そうした構成や主査は、意見聴取対象者についても座長一任と考えています。また、検討会の構成員がほかのワーキンググループの意見聴取への参加を希望する場合、その参加を認めることとしてはどうかと考えています。

ワーキンググループは公開として、会議資料、議事録、いずれもホームページで公開するというのと、意見聴取対象者からの御説明や構成員との質疑応答を実施する。そして、第2回検討会においてそれぞれのワーキンググループの意見聴取内容を全構成員で共有するというのを考えています。

私からの説明は以上でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

では、このワーキンググループの件につきまして何か御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、最後にワーキンググループの設置につきましては開催要綱3（5）の規定に基づき、座長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○玉井座長 ありがとうございます。

本日いただいた御意見を踏まえながらワーキンググループを開催したいと思いますので、事務局のほうでよろしく準備をお願いしたいと思います。

それでは、時間となりましたので閉会とさせていただきますと思います。

事務局から連絡事項があればお願いいたします。

○小野課長補佐 本日は、活発な審議をいただきありがとうございました。

また、本日の議事録は原稿ができ次第、各構成員に送付、確認いただいた上で、厚生労働省ホームページにおいて公表させていただきたいと考えておりますので、併せてよろしくお願いたします。

次回の検討会及びワーキンググループの開催日程等は、追って御連絡申し上げます。

○玉井座長 ありがとうございます。

最後になりますが、座長代理の遠藤構成員から一言、何かこの会の進め方等も含めてお

願います。

○遠藤座長代理 前回の検討会のメンバーとして、一言申し上げたいと思います。

前回の検討会では時間的な制約もあり、あるいはコロナ禍でまだオンゴーイングでしたので必ずしも十分な議論ができたとは思っておりません。

ただ、その中でも伝染病という非常に抽象的な表現から、今回特定感染症というふうになりましたし、あるいはカスタマーハラスメントのことについても議論をして方向性を出させていただいたと思っております。

そして、その後、国会で大変丁寧な議論をしていただいて、それを受けて今回のこの検討会ではいわゆる総論から各論を議論していくということであると思えます。私もいろいろ意見を言おうかと思ったのですが、全構成員の方から大変有意義な議論をいただきました。まさにこれをどうやって今度省令に落とし込んでいくのかということが、これからこの検討会に与えられた使命なのかなと思っております。

以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

以上をもちまして、第1回「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」を終了いたします。本当に活発な議論をいただきまして、どうも皆さんありがとうございます。